平成２６年（フ）第５７号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目７番24―301号
債務者　北野千登勢
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
兵庫県川西市小花２丁目21番11号208、前住所兵庫県川西市久代６丁目２番４―114号
債務者　岸本　文子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
鳥取県鳥取市気高町下原119番地
債務者　尾﨑　沙織
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７８号
鳥取県境港市竹内町266番地　サンハイツ101号、前住所鳥取県境港市誠道町217番地　市営夕顔団地４Ｂ棟31号
債務者　深田　計乃
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２３号
鳥取県米子市博労町４丁目88番地　アピネスＢ―３
債務者　前橋　正伍
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２４号
鳥取県米子市博労町４丁目88番地　アピネスＢ―３
債務者　前橋あゆみ
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１００号
宮崎市田野町乙10905番地52　県営住宅77―102―３
債務者　横山百合子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４５号
福井県越前市岡本町第５号11番地
債務者　林　りエ子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
福井県南条郡南越前町河野第19号16番地17
債務者　古河　英哲
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
福井市大宮６丁目14番32号、旧住所福井県勝山市北郷町坂東島第20号12番地
債務者　水上　昭子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
福井市下馬２丁目1510番地　アマリュージュＦ・Ａ201、住民票上の住所福井県越前市家久町第92号２番地の10
債務者　広瀬　健成
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
兵庫県淡路市久留麻2678番地　尾崎団地３―202
債務者　池田　雄二
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第３７号
山口県長門市東深川137番地
債務者　田中　義久
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第９号
高知県四万十市不破372番地18
債務者　濱田　里香
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１１号
高知県四万十市古津賀665番地
債務者　東　　郁子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第５１号
大分市大字政所3495番地の３　リディアパレス21―828
債務者　野村　奈奈
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７７号
大分市大字奥田319番地の９　河野コーポ201
債務者　岩尾　望美
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係